令和７年11月14日

登米市議会議長　中　澤　　　宏　様

日本共産党市議団
代表　鈴木　　実

調　　査　　報　　告　　書

調査の概要は次のとおりであります。

記

１．こども誰でも通園制度の本格実施について学ぶため

２．調 査 地　　オンライン研修

３．調査期間　　令和７年11月５日（水）

４．調査者氏名　　鈴木　　実、工藤　淳子

５．概要及び所見　　別紙のとおり

<オンライン>　地方議員セミナー

保育制度・政策の現状と自治体行政

こども誰でも通園制度の本格実施にどう対応するのか

工　藤　淳　子

政府は、新たに未就園の6か月から2歳までの子をあずかる「こども誰でも通園制度」を創設し、２０２６年度から本格実施に向け、取り組みを強化しています。そして令和８年度４月より、すべての市町村において実施するとなっています。

保育現場からは、「この条件では子どもを守れない」「現場はさらに負担が重くなる」と不安な声が上がっているが、市町村は今年度中に、その導入準備に追われることになります。。

「こども誰でも通園制度」は、「すべてのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわりない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度」であり、未就園児が保育施設を利用する際の保育料補助の制度となっている。

そしてその対象は０～２歳児で、利用時間の上限は月１０時間（国庫補助基準)。給付単位は１時間一自治体独自上乗せ可能。２０２６年度以降は、全未就園児が給付を受ける権利、全自治体に実施義務がある。直接契約・広域利用が原則（他自治体住民申し込みを拒否

できない。

２０２６年度は試行的事業（１１８自治体８０１事業所）
試行的事業は多様な保育促進事業（補助事業）の枠組で実施。利用時間上限は１０時間で設置運営基準は、一時預かり（乳児等通園支援事業と同じ）。自治体の上乗せOK（仙台市１日８時間、週１～２日の利用。福岡市利用上限月４０時間等）

現在、**公的保育の中で十分な支援がない２歳児以下の未就園児支援の必要性やニーズは大きい。**
携わった保育士や保護者は、事業を肯定的に見ている。
・家では甘えて、自分でご飯を食べなかったり、着替えをしなかったりしていたが、保育園では自分でできているとのことで安心している。友達や先生との関わりの中で、おもちゃを「どうぞ」することや、順番待ちができるようになった。帰ってくると、その日の出来事を楽しそうに教えてくれる。(保護者の声)

利用時間上限は短いが共通の声
・月１０時間の設定では、日課が日によって違い生活リズムが整わない中で、自主性や見通しを伝えることの難しさがある。慣れる

ことはできても継続的に発達を促すことは困難を感じる。月１０時間の設定はこどものために何を第一と考えての設定なのか。

・利用時間が月１０時間と限られているため、利用回数が少なく、子どもが慣れにくい。園としては１回２～３時間程度で、週に１回の方が慣れやすいと提案するも、保護者は４～５時間まとめて利用したいケースも多く、利用回数的に減ってしまい、利用間隔も空いてしまうため、慣れにくいように感じた。

・年齢の近い友達と集団生活を通じて成長を促す当該制度はとても良いと思うが、そのために週１～２回の定期利用を希望する方が多いと思われる。月１０時間だと定期利用が難しい。また保護者のリフレッシュ利用の場合も、短時間だと送迎時間もあるため、保護者の自由になる時間は少なく効果が得にくいと思う。上限時間の見直しをお願いしたい。

人員配置は不十分＝１対１対応も必要

・定員５名に対して担当職員を１人つけるという運営基準をとっているが、慣れない場所に通う2歳児を安全の面からこの配置基準で受け入れる事の難しさを感じる。子どもによっては1対1でなくては過ごせない（部屋の中にいられないことなどもあるため）ケースもある。

・預かる子どもの状況によっては、1対1で見る必要がある。必要に

応じてサポートの職員を配置したが、保育士の配置が課題となっている。

・「余裕活用型」での受け入れを行ったが、通常のクラスに入り担任が対応することが、やはり難しく専任の保育士が必要であると感じた。

・通常保育が手薄になる、在園児が不安定になるなどの悪影響が指摘される。（千葉市試行事業報告書より）

公定価格では事業が成り立たない

・本事業は法律上、子どもへの適切な遊びと生活の場の提供、保護者との面談、保護者への助言などの援助となっているが、これらの達成には一時預かり事業とは異なり、子どもの対応に加え、保護者との面談、記録等の事務処理、安全管理上の動静確認体制のため、通常の保育士配置基準を上回る人員配置が必要。現在の補助単価では必要経費に足りず、安定した財源措置が課題。

。運営事業者からは利用に応じた収入であることや、単価が低いことにより赤字運営となり安定した運営とはならないとの声が多数届いている。令和8年度からは給付制度となるが、安定した事業運営ができる制度となるよう、令和7年度予算において示された歳児別単価の増額が必要である。

・利用の申し込みがあれば、原則的には受け入れしなければならず、

保育士を配置しておくにしても経費がかかり、利用がない間は補助対象外となるため、運営リスク回避のためにも一定の基礎額が必要と感じる。

・運営的には事業として成り立たず継続していくのは難しいと感じる。

設備運営基準は一時預かり事業を援用

一時預かり事業と誰でも通園制度

・こども誰でも通園制度＝利用時間上限は月 10 時間。1 時間を単位とする利用。

・一時預かり＝定期利用以外 88.6 時間、定期利用 106.6 時間

・一時預かりは、そもそも 1 時間単位での利用の想定になっていない。実態もそうなっていない。

何が求められているか

・国基準・公定価格などの引き上げ（現段階では引き上げどころか離島等における規制緩和を提案）

・自治体の基準条例・公定価格の上乗せなど（例：神戸市など）

①設備運営基準の内閣府令は最低基準―上乗せは自治体裁量

②上乗せした場合は費用保証が必要

③条例の上乗せができなくても公定価格の加算などで誘導すること

は可能。

・「上乗せ」で問題になるのが「広域利用」－規制が必要

・問題事業者からの認可申請を排除できるような審査基準等

（所見）

「孤立する子育ての不安に応え、親の就労にかかわらず、すべての子どもの育ちを応援する」という理念には、全面的に同意する。けれども、この制度はあまりにも保育現場の実態を無視し、「こどもの育ちを支援する」という言葉とは裏腹に、子どもたちに負担を強いるものであり、拡充ではカバーできないほどの不備を抱えていると言わざるを得ない。

人見知りの時期の乳幼児を事前面談もなく単発的に数時間預けることは、子どもにとっては大きなストレスです。数時間泣くだけで終わり、という子もいるでしょう。保育事故は預け始めた時期に起きやすいことから、子どもの命が危険にさらされる、という声も多く聞かれます。政府は「柔軟に」「簡単に」「タイムリーに」予約できることを新制度の利点として押し出し「できるだけ利便性を高めたシステム」にするとしていますが、子どもは荷物ではありません。心も体も一人ひとり違う個性を持つ命です。簡単に預けられたらい

い、などという乱暴な発想から生まれた制度が、「こどもの育ちの支援」になどつながらないことは明らかではないか。

しかし、保護者と事業者との直接契約にすることで、公的な責任を限りなく後退するものです。

すべての子どもは家族の就労状況に関係なく保育を受ける権利を持っており、その権利は社会的に保障すべきだ、というのが世界の大きな流れです。

日本でも、「親の就労に関わらずすべての子どもの育ちを支援する」というのなら、親がどれだけ働いているかなどで対象をしぼる「保育の必要性」の要件を見直して、すべての子どもたちに質の確保された保育を保障できるようにすべきです。

２０２６年から本格実施に向けて、「試行的事業」は開始されるが、保育関係者は、不備の多いこの制度が実施ありき、導入ありきで進められることを非常に危惧している。こんなやり方ではなく、保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善をおこない、公的保育を拡充することで、「誰でも通園」の土台を作ることこそ、国に求めるべきだと考える。

オンライン開催　　地方議員セミナー

保育制度・政策の現状と自治体行政

子ども誰でも通園制度の本格実施にどう対応するのか　　に参加して。

8番議員　鈴木　実

去る１１月５日に開催された表題の議員セミナーは、保育行政を深く学ぶことができた。講義１については、、戦後の保育(幼児教育)制度の歴史から学校教育法と児童福祉法から生まれた保護者の政策要求で発展してきたことが理解できた。

保育政策は両保護者の就労により、育児が困難になることを前提に「ポストの数ほど保育所を」などをスローガンに住民運動により発展させられてきた経緯がある。このことから市町村で保育行政が行われ、その後委託事業として国庫負担金を拠出する中で民間に移されてきたという。

２００６年認定こども園法の施行により、幼保廉ケ菅田、幼稚園型、保育所型、地方裁量型に分類され、２０１５年より新制度導入で連携型に集約されてきたことが良く分かった。

一度は、市町村による保育実施責任が解除されることになったが、２０１２年の新制度関連法の成立で、児童福祉法２４条１項が復活し、子ども子育て支援法不足第６条も追加された経緯があるという。

参加してよかったと思う主な抗議に来年から本格実施されるこども誰でも通園制度について、今議会に上程された「登米市乳幼児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」を良く読み取ることができたと感じている。

今後とも切磋琢磨できるような議員研修に参加し、自己研鑽を繰り返していきたい。